

周南市 被災者受入支援制度等一覧

令和8年10月6日時点

目次

1	総合窓口について	
	（１）被災者総合窓口	2 ページ
2	住まい・生活について	
	（１）市営住宅への入居	2 ページ
	（２）生活福祉資金貸付	2 ページ
3	母子及び子育て支援について	
	（１）母子保健（妊産婦・乳幼児）	3 ページ
	（２）子育て支援	3 ページ
4	教育等の支援について	
	（１）小中学校への転入学	5 ページ
	（２）就学援助制度	5 ページ
	（３）教科書や学用品等の支給	5 ページ
5	福祉・保健サービスについて	
	（１）養護老人ホームへの入所	6 ページ
	（２）介護サービスの利用等	6 ページ
	（３）障害福祉サービスの利用等	6 ページ
	（４）予防接種法に基づく定期の予防接種	6 ページ
●	周南市に転入される際の手続きについて	
	（１）転入手続き	7 ページ
	（２）国民健康保険	8 ページ
	（３）後期高齢者医療保険	8 ページ
	（４）国民年金保険料の免除	9 ページ

1 総合窓口について

(1) 被災者総合窓口

【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等から周南市への避難を 考えておられる方や、その親族等 【内 容】 各種相談をお聞きし、担当窓口へご案内や情報提供など を行います。	問い合わせ先 福祉部 地域福祉課 福祉調整担当 Tel：0834-22-8465
---	--

2 住まい・生活について

(1) 市営住宅への入居

【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等から避難された方で居 住市町村が発行する「り災証明書」等の公的な証明を受け られる方（後日の提出でも可） 【期 間】 6 ヶ月間（延長可能） 【家賃等】 家賃は免除、連帯保証人・敷金は不要 【提供物資】 照明器具、ガスコンロ、浴槽	問い合わせ先 建設部 住宅課 市営住宅担当 Tel：0834-22-8282 一般社団法人 周南公 営住宅管理協会 Tel：0834-21-0700
---	---

(2) 生活福祉資金貸付

【適用条件・対象者】 災害等によって被災された方で、当座の生活費が必要な 世帯 【貸付額】 10万円以内 （特に必要と認められる場合には20万円以内） 【据置措置】 貸付日の翌月1日から2か月以内 【償還期限】 据置期間経過後1年以内	問い合わせ先 社会福祉法人 周南市社会福祉協議 会 Tel：0834-31-4742
---	--

3 母子及び子育て支援について

(1) 母子保健（妊産婦・乳幼児）

①母子健康手帳の発行 【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等の妊婦 【内 容】 周南市の母子健康手帳を交付します。 ②妊婦健康診査 【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等の妊婦 【内 容】 周南市の妊婦健康診査受診票を交付します。 ③乳幼児健康診査（1か月・3か月・7か月・1歳6か月・3歳児・5歳児健康診査） 【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等の乳幼児 【内 容】 保護者等から申し出があった場合、周南市の乳幼児健康診査受診票を交付します。 ④妊産婦・乳幼児の家庭訪問・電話相談 【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等の妊婦・乳幼児 【内 容】 ご要望により、妊婦さんやお子さんの家庭訪問や電話相談を、保健師・助産師等が行います。	問い合わせ先 こども未来部 あんしん子育て推進課 こども家庭一担当 Tel：0834-22-8550
--	--

(2) 子育て支援

①児童クラブ 【適用条件・対象者】 住民票の異動の有無にかかわらず、災害救助法の適用を受けた地域等の小学校就学児童が緊急避難した場合 【内 容】 放課後児童クラブの入会のご希望は生涯学習課にご相談ください。	問い合わせ先 教育委員会 生涯学習課 児童クラブ担当 Tel：0834-22-8457
--	---

②児童手当・児童扶養手当 ・児童手当 受給のためには、子育て給付課にご相談ください。 ・児童扶養手当 受給のためには所得判定等の要件があります。	こども未来部 子育て給付課 給付担当 Tel : 0834-22-8460
--	--

4 教育等の支援について

(1) 小中学校への転入学

【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等から避難された児童生徒	問い合わせ先
【内 容】 転入学手続きに必要な在学証明書等がなくても転入学が可能など、柔軟に対応します。	教育委員会 学校教育課 学務・保健担当 Tel : 0834-22-8543

(2) 就学援助制度

【適用条件・対象者】 経済的理由により、児童生徒を就学させることが困難な保護者	問い合わせ先
【内 容】 学用品費・給食費・修学旅行費等の教育費の一部を援助するものです。この制度には一定の要件があり、申請手続きが必要となります。	教育委員会 学校教育課 学務・保健担当 Tel : 0834-22-8543

(3) 教科書や学用品等の支給

【適用条件・対象者】 災害救助法の適用を受けた地域等から避難された児童生徒	問い合わせ先
【内 容】 市内の小中学校に通われる児童生徒の教科書については、教科用図書給与証明書の提出なく、必要な教科書を無償で支給します。	教育委員会 学校教育課 学務・保健担当 Tel : 0834-22-8543

5 福祉・保健サービスについて

(1) 養護老人ホームへの入所

【適用条件・対象者】 環境や心身の状況及び経済的な理由により、自宅等で生活ができない高齢者 【内 容】 被災地で被災された方が周南市に避難され、養護老人ホームに入所を希望される場合には、まずは地域福祉課にご相談ください。	問い合わせ先 福祉部 地域福祉課 もやいネットセンター Tel：0834-22-8200
---	---

(2) 介護サービスの利用等

【適用条件・対象者】 災害等によって被災された方 【内 容】 避難先で介護サービスを利用される場合は、県や保険者（市町等）、サービス提供事業所等との調整が必要となります。 介護保険料、介護保険サービス利用料についても、高齢者支援課にご相談ください。	問い合わせ先 福祉部 高齢者支援課 介護給付・保険料担当 Tel：0834-22-8467
--	--

(3) 障害福祉サービスの利用等

【適用条件・対象者】 災害等によって被災された方 【内 容】 避難先で障害福祉サービス等を利用される場合は、被災市町村や、サービス提供事業所等との調整が必要となる場合があります。 障害福祉サービス等の利用者負担についても、障害者支援課にご相談ください。	問い合わせ先 福祉部 障害者支援課 障害者支援担当 Tel：0834-22-8463
--	---

(4) 予防接種法に基づく定期の予防接種

【適用条件・対象者】 災害等によって被災された方 【内 容】 申し出により定期の予防接種が受けられます。なお、居住していた自治体によっては依頼書が必要な場合があります。	健康医療部 健康づくり推進課 保健調整担当 Tel：0834-22-8553
---	--

● 周南市に転入される際の手続きについて

(1) 転入手続き

【適用条件・対象者】 市外から住所を異動する場合は、市民課で住所異動の手続きが必要です。 【届出人】 本人及び同一世帯人 (本人及び同一世帯人以外の人に届出に関する権限を委任する場合は、委任状が必要です) ※本人との関係により、委任状が不要場合があります。 【届出期間】 転入した日から14日以内に届出 【届け出に必要なもの】 ・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ・前住所地が発行した転出証明書 ※マイナンバーカードを利用した転出届をされた方は不要です。 ・介護保険受給資格証明書（該当者のみ） ・外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・転入者が、親、子、配偶者ではない世帯に入り住所を登録する場合は、転入する世帯の世帯主の同意書	問い合わせ先 環境生活部 市民課 異動届出担当 Tel : 0834-22-8292
---	--

(2) 国民健康保険

①加入について 【適用条件・対象者】 転入後、それまで加入していた健康保険を脱退された方 （別世帯の代理人が届出する場合は、加入者本人が属する世帯の世帯主からの委任状及び代理人の本人確認書類が必要です） 【届出期間】 異動事由が発生した日から14日以内に届出 【届け出に必要なもの】 ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ・健康保険資格喪失証明書（国保に加入される方全員分の記載があるものが必要です） ②保険料・一部負担金の減免について 【適用条件・対象者】 災害等によって被災された方 【内 容】 災害や失業、廃業等により、保険料や病院等での一部負担金のお支払いが困難であると認められる場合は、猶予または減免を受けられる場合があります。	問い合わせ先 健康医療部 保険年金課 賦課担当 Tel：0834-22-8312 給付担当 Tel：0834-22-8311
--	---

(3) 後期高齢者医療保険

【適用条件・対象者】 災害等によって被災された方 【内 容】 災害や失業、廃業等により、保険料や病院等での一部負担金のお支払いが困難であると認められる場合は、猶予または減免を受けられる場合があります。	問い合わせ先 健康医療部 保険年金課 賦課担当 Tel：0834-22-8312 給付担当 Tel：0834-22-8311
--	---

(4) 国民年金保険料の免除

【適用条件・対象者】 災害等によって被災された方 【内 容】 住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。 免除となる対象者の範囲や申請手続きの詳細は、保険年金課または年金事務所へお問い合わせください。	問い合わせ先
	健康医療部 保険年金課 年金担当 Tel : 0834-22-8316 徳山年金事務所 Tel : 0834-31-2152